



武智 邦典 議員

都市計画法第34条第11号導入による市街化調整区域の今後のあり方

問

- ① 同じ条件の既存宅地・分家等宅地の固定資産税評価を同様に徴収するののか。
- ② 松山広域都市計画全体で実施することが絶対条件か。
- ③ 伊予市単独での法整備は可能なのかを問う。
- ④ 都市計画法第34条第11号導入による何か特筆するような利点、欠点があるか。

答

中村市長

平成16年5月の都市計画の変更により、今治広域都市計画区域は都市計画法第34条第11号の規定に基づき、市街化調整区域の開発基準を拡大した。

伊予市としても、この動向

に注視しており、今治市の事例を参考として、市街化調整区域の開発の方向性について検討していきたい。

答

総務部長

① 市街化調整区域内の既存宅地と既存宅地でない宅地については、法の制限を受けるものと、そうでないものとの利用制限や使用性の優劣が出ていることも事実であり、一定の格差を設ける検討もしている。法の改正により既存宅地の特例が廃止され許可制に移行したこと、単に固定資産税上の地目だけでは既存宅地と既存宅地でない宅地との判断が難しい状況になっている。今後こういったことも加味し、検討課題にしたい。

答

産業建設部長

② 制度上は松山広域で必ずしも一致した土地政策を行う必要はない。自治体の条例により開発許可地域を定めることとなっているので、現時点では松山市は独自に制度を実施できるが、伊予市・東温市・松前町及び砥部町は愛媛県の条例に明記される必要がある。

このためには松山市の土地政策が市街化調整区域の開発基準の拡大へ方向転換が示され、愛媛県の都市計画の方針と一致した場合に、松山広域都市計画区域において開発基準の拡大を行うことができる。とされており、松山広域内での制度の調整を行う必要がある。

③ 伊予市単独で実施することは可能であるが、独自に条例制定を行うためには開発許可の権限移譲を愛媛県から受けることが必要となる。このことから、県担当部局との調整や松山市を初め周辺自治体との協議が必要とされている。

④ メリットとして地域の人口が増加し、資産価値が上昇することが考えられる。デメリットとして、道路や水道などの社会資本の整備範囲が広がることと、今以上の速度で整備が必要になると考えられる。

いづれにしても、これからの地域づくりには地域の方々の協働による行政への参加が必要であり、そのものになるのは人の数である。地域に人が集まり、地域の交流が促進される土地政策は今後必要であると考えているので、御理解と御協力を願う。



市街化調整区域の航空写真

福祉バスのその後、展望・展開、100円コミュニティバス・デマンドタクシーの導入について問う

問

伊予市全体のコミュニティバスも含めた公共交通手段のあり方を問う。

安価で市民全員が利用できるシステムをつくり、コミュニティバスを導入する考えはないかを問う。

デマンドタクシーを伊予市に導入できるか、考えを問う。

答

中村市長

地域公共交通の課題は、高齢化、過疎化がますます進行

し、自家用自動車による移動、また路線バスやJR等の利用もなかなか不便であり、買い物や通院に支障が出ているのが現状である。こうした課題に対応するため、さらに市民の利便性確保等の観点から、建設計画や総合計画でもコミュニティバス等の導入を検討する計画をしている。

地域の皆さん、特に周辺部の皆さんからそうした声を多く聞く中で、早期に具体的な計画を指示したものであるが、福祉バスやデマンドバス、ポランティア移動など、その手段はいろいろある。

今後さらに費用対効果、民間事業者との問題、地域の展望など多くの課題もあるが、いづれにしても地域における移動手段の確保は重要な問題であるので、他市の事例や市民ニーズを十分把握し、当市にふさわしい、最も効果的で効率的な方法を計画していきたい。

その他の質問事項

・伊豫國「あじの郷」づくりの現段階での構想について
・シーサイドふたみの手数料収入について